
監 査 委 員 公 表

那監公表 第 7 号

平成 26 年 10 月 15 日

那覇市監査委員	新 城	和 範
同	宮 里	善 博
同	翁 長	俊 英
同	亀 島	賢 二 郎

平成 26 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 25 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度定期監査（前期）の結果に伴う措置状況について

消防局

○ 総務課

普通財産（土地）の所管について（注意事項）

西消防署庁舎の土地（那覇市東町 26 番 2 1,117.15 m²）は、民間活力を導入したリース方式による当該庁舎建替え工事に伴い賃貸借契約を締結する必要から平成 17 年 2 月 1 日付け、公有財産規則（以下「規則」という。）第 26 条に基づき総務部長に対し行政財産の用途廃止の通知を行い普通財産へ用途変更を行っている。

普通財産となった当該土地は、規則第 5 条第 4 項により総務部長が所管するところであるが、規則第 5 条第 5 項第 2 号の「引き継ぐことを適当としないものとして総務部長が定める普通財産」に該当するとして消防局総務課が引き続き所管しているとのことである。

しかし、当該規定の総務部長が定める普通財産とは、取壊し、撤去、交換、売却の目的で用途廃止するものであり、当該土地はいずれにも該当しないことから不適切な事務手続きとなっている。

普通財産の所管については、規則に基づき適切に管理されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 18 年地方自治法改正により行政財産の貸付け範囲が拡大（第 238 条の 4 第 2 項第 1 号）され、当該土地が行政財産であっても貸付けが可能となっております。

今回の指摘を受け、平成 26 年 7 月 8 付け規則第 27 条（分類換え）の規定に基づき普通財産から行政財産へ分類換えを行い、規則第 5 条第 2 項（公有財産の所管）の規定に基づき消防局が所管しています。

○ 救急課

A E D（自動体外式除細動器）の有効活用について（要望事項）

本市は、平成 25 年 3 月から平成 26 年 1 月にかけて市内 123 ヶ所のコンビニエンスストアに A E D を設置し、市内で心停止状態の傷病者が発生した場合に、その場に居合わせた市民が救命を目的として 24 時間いつでも活用できるよう整備を行っている。活用実績としては、平成 25 年度 6 件のうち 1 件は救命に繋がり、平成 26 年度は、5 月現在すでに 3 件の利用がある。

A E D 設置は、本市の安心安全なまちづくりのため有効な事業であることから、設置後の維持管理は今後も引き続き十分に行うとともに、広報強化など有効活用に向けた取組みを推進されたい。

□ 要望事項に関する措置

(A E D 設置後の維持管理について)

全国的に認知度が高い 24 時間営業のコンビニエンスストアに A E D を設置し緊急事態発生時に救急隊が到着するまで救命処置が行える体制を整備し、本市の安心安全なまちづくりに寄与するものと考えております。

維持管理につきましては、今後も A E D リモート管理システム「 A E D L i n k a g e 」を活用し A E D の電極パッドの使用期限やバッテリーの残量、A E D 本体の不具合などの管理を継続し、いつでも確実に A E D が使用できるように努めてまいります。

(広報強化など有効活用に向けた取組みを推進について)

広報につきましては、これまで行ってきた消防局のホームページへの掲示、救命講習会や市の広報誌、マスメディア「テレビ・ラジオ」等を利用した広報以外に、今年の 3 月 24 日から経済観光部なはまちなか振興課が一括交付金を活用した国際通り情報発信大型ビジョン活用事業で作成した那覇市コンビニ A E D 設置事業の広報動画を那覇市てんぶすビルモニターにおいて視聴広報を行うとともに、8 月 8 日から那覇市フェイスブックにおいても視聴可能となったことから、沖縄本島、県外の方々にも A E D 設置事業の広報が可能となりました。

心肺停止という緊迫した現場で冷静に「コンビニに行けば A E D が備えつけられている。」と思い浮かべられるよう広報の強化に努めてまいります。

都市計画部

○ 市街地整備課

複合機賃貸借契約の見積書の徴取について（注意事項）

複合機賃貸借契約の見積書の徴取については、予定価格を設定するために 3 者から徴取しているが、入札にあたりプリンターからスキャナ等の機能を追加したコピー機への機種変更をしたにも関わらず、見積書を取り直さず予定価格を設定している。那覇市契約規則第 14 条第 1 項は、取引の実例価格等を考慮して予定価格を定めるものとする規定しており、機種変更後の見

積書の徴取は必要である。

契約事務に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、那覇市契約規則に定められた事項について周知徹底を図り、関係規則等を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

○ 区画整理課

随意契約事務の適切な執行について（注意事項）

真嘉比古島第二地区内外分筆業務委託（その１～４）において、当初契約では、那覇市契約規則第 21 条で定める随意契約のできる限度額内として締結されていたが、調査業務等の増による変更後の契約額が限度額を超えたものとなっていた。

当初契約の変更により限度額を超えた場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約を行うことはできない。

契約額の変更に伴って改めて随意契約の理由が発生した場合には、適用条項を明確にし適切な事務の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本来、契約額の変更に伴って改めて随意契約の理由が発生した場合には、地方自治法施行令の適用条項を明確にし、財政課への合議が必要でありましたが、なされていませんでした。今後は同じことが起きないように留意するとともに、那覇市予算決算規則に基づく手続きを踏まえて処理していきます。

○ 地籍調査課

旅費の立替払いについて（注意事項）

国土調査研修（国土交通大学校）に参加するに当たって、割引航空券を購入するため資金前渡によらず立替払いをしている事例が見受けられた。立替払いは、職員が法令に違反して支出を行うおそれがあること、本来必要のない場合にも立替払いが行われるおそれがあること、立替払いの額の確認が困難であること等の問題点があり、地方自治法が定める財務制度上は認められていない（地方自治法第 232 条の 5）。

支出事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

建設管理部

○ 道路建設課

石嶺 1 号橋補修工事における契約方法等について（是正事項）

石嶺 1 号橋補修工事について、平成 25 年 3 月に契約額 7,350,000 円で随意契約を行っている。随意契約理由は、橋梁の老朽化による早急な補修を要すること、限られた空間内で橋桁を鋼材により補強する特殊な技術があることとし、国及び県の補修工事实績のある事業者と契約している。事業者の選定にあたっては、安易に 1 者に限定することなく、広く情報収集を行い、地方自治法施行令第 167 条に基づく入札により競争性が働くよう努められたい。

また、補修工事の必要性を年度の早い段階から認識していたことから、計画的な工程管理を図られたい。

□ 是正事項に関する措置

定期監査によります是正事項につきましては、真摯に受け止め競争入札及び計画的な工程管理を図ることを徹底してまいります。

なお、当課では緊急な工事や特殊な工事を除いて可能な限り競争入札とする工夫を行うとした「随意契約における道路建設課のガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日施行）」を再度、周知徹底いたしまして、今後は当ガイドラインの順守に努めてまいります。

○ 花とみどり課

予算の計画的執行について（要望事項）

那覇・福州友好都市交流シンボル事業については、友好都市締結 30 周年を記念して、那覇港管理組合が管理する若狭緑地にゲート的な要素を含んだシンボル像（龍柱）を製作する事業である。この事業は、平成 24 年度に沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し 12 月補正で予算措置され、平成 25 年度へ明許繰越しが行われている。さらに、石材の調達や彫刻作業の遅れ等により、平成 26 年度へ事故繰越しとなっている。

事故繰越しは、会計年度独立の原則（地方自治法第 208 条）に対する例外となるものであることから、事業の執行に当たっては、進捗管理を的確に行い予算の適切な執行をされたい。

□ 要望事項に関する措置

要望事項である進捗管理については、作業段階に応じた確認・指導等のため、平成 26 年 8 月に現地（中国）へ行くなど、的確な進捗管理を行っております。

また、今後は事業立案時における詳細なスケジュール設定等を行い、適切な予算執行に努めてまいります。

○ 建築工事課

行政財産（土地）の所管について（是正事項）

公有財産台帳の整備については、平成 24 年度の監査の指摘を受けて、市営住宅課と協議が整ったものについては所管換え済みであるが、市営住宅用地（1 筆 97.56 ㎡）、区画整理関連用地（2 筆 30.03 ㎡）については、市営住宅課と協議が調わなかったことから、未処理のままである。

当該未処理の用地については、道路及び住宅地の一部となっている事実を踏まえ、那覇市公有財産規則に基づき、早急に関係部署等と協議を調え適切な財産管理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

指摘のあった 3 筆のうち、市営住宅用地（1 筆 97.56 ㎡）と区画整理関連用地（1 筆 10.37 ㎡）については、道路管理課と所属換えについて協議済みであり、引き続き所属換えの手続きを進めていく予定です。残りの区画整理関連用地（1 筆 19.66 ㎡）については、管財課と所属換えについて協議中です。

○ 道路管理課

随意契約事務の適切な処理について（注意事項）

訴訟代理人委任契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づき随意契約を締結しているが、那覇市予算決算規則第 24 条（予算執行の合議事項）に基づく財政課長合議がなされていなかった。

契約事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則等の関係法令の熟知に努め、合議漏れがないよう予算の適切な事務処理に努めます。

○ 市営住宅課

行政財産（土地）の所管について（注意事項）

市営住宅課が所管している市営住宅用地に隣接している土地（樋川 1 丁目 99 番 7 他 2 筆 634.67 m²）は、昭和 38 年樋川市営住宅建設時から道路及び宅地として使用されていたが、市営住宅用地と同一地番だったため一体として市営住宅課が管理していた。平成 19 年用途別に分筆を行ったが、大部分が道路として使用されていることもあって所管換え等を行わなかった。

那覇市公有財産規則第 24 条（所管換え）及び第 25 条（所属換え）の規定に基づき、速やかに管財課及び道路管理課と協議を調え、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

道路として使用している樋川 1 丁目 99 番 8 は、道路管理課へ所属換えを行うことで協議が調いましたので、年度内には手続きを終える予定です。

同じく道路として使用している樋川 1 丁目 99 番 9 は、「既存市道の道路敷地内ではない」、「那覇市道の路線認定基準に合致していない」という理由から道路管理課で財産管理することは適切でないということになり、普通財産として管財課へ所管換えを行います。

また、宅地として市民が使用している樋川 1 丁目 99 番 7 は、売却することとし管財課へ土地の評価（財産評価委員会へ諮問）を依頼しました。今後、関係課と調整しながら事務を進めて行きます。